



第122回 定時株主総会招集ご通知

開催日時：2024年5月23日（木曜日）

午前10時（開場：午前9時30分）

開催場所：佐賀県鳥栖市田代大官町408番地

当社本店

決議事項：第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

目次

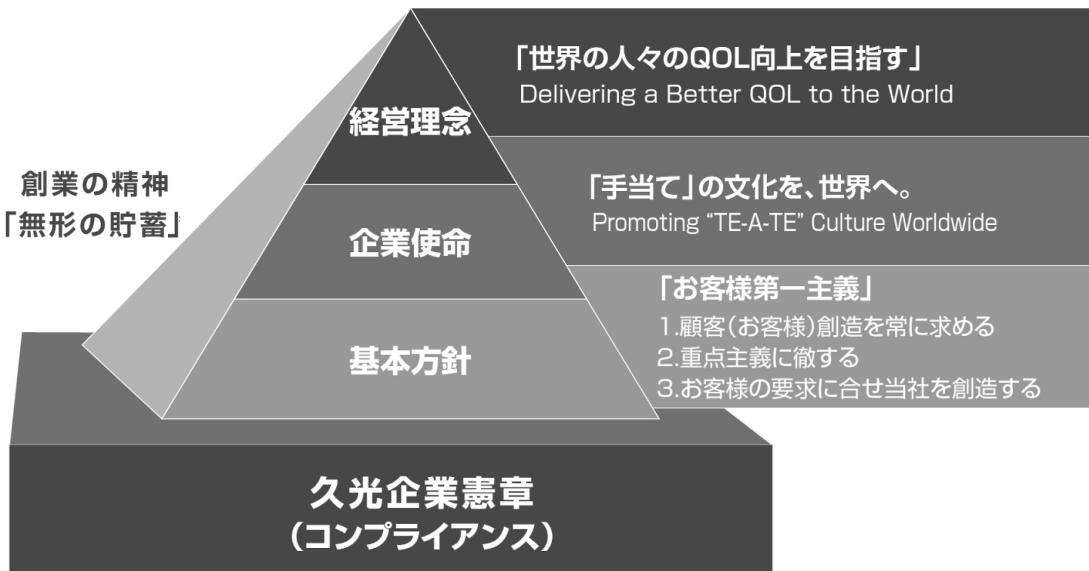
第122回定時株主総会招集ご通知	2
●株主総会参考書類	6
●事業報告	19
●計算書類	30
●監査報告書	34

経営理念と企業使命

当社は、世界に誇るTDDS（経皮薬物送達システム）に基づく貼付剤の創薬・育薬と製剤技術の向上に努め、製造・販売を通じて、「世界の人々のQOL（クオリティ・オブ・ライフ：生活の質）向上を目指す」ことを経営理念とし、すこやかな社会の形成に貢献してまいります。

当社が大事にしていく文化は、「手当て」の文化です。大切な人に手を添え、「がんばれ」、「元気になって」と心を込めて癒やす。「手当て」に込められているのは、相手への思いやりです。それが「貼る」の原点であり、創業以来大切にしてきた、いたわりの治療文化です。相手を思いやり、やすらぎと感動を与えられる「手当て」の文化を世界の人々に伝えるべく、「手当て」の文化を、世界へ。』を企業使命と定め、事業を積極的に展開してまいります。

久光製薬 経営指針



株主各位

証券コード 4530
2024年5月2日
(電子提供措置の開始日2024年4月26日)

佐賀県鳥栖市田代大官町408番地
久光製薬株式会社
代表取締役社長 中富一榮

第122回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

また、このたびの能登半島地震により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトよりご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.hisamitsu.co.jp/ir/stock.html>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。東証ウェブサイトにアクセスいただく際は、「銘柄名(会社名)」に「久光製薬」または「コード」に当社証券コード「4530」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席に代えて、電磁的方法（インターネット等）または書面によって議決権を使用することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、4頁の記載に従って議決権を使いたくお願い申しあげます。

敬 記

具

- 日 時 2024年5月23日（木曜日）午前10時
- 場 所 佐賀県鳥栖市田代大官町408番地 当社本店
(後掲の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第122期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告及び連結計算書類並びに計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第122期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

(会議の目的事項の内容等は、次頁以下に記載のとおりです。)

4. 招集にあたっての決定事項

- ・交付書面から一部記載を省略している事項

ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねており、法令及び当社定款第14条の規定に基づいて下記の事項を除いております。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の会社の新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、会社の体制及び方針
- ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ③計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

以上

議決権行使についてのご案内

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

開催日時

2024年5月23日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

書面によるご行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年5月22日（水曜日）午後5時到着分まで

インターネットによるご行使



当社議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

詳細は、次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使期限

2024年5月22日（水曜日）午後5時送信分まで

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027 (受付時間：午前9時～午後9時)

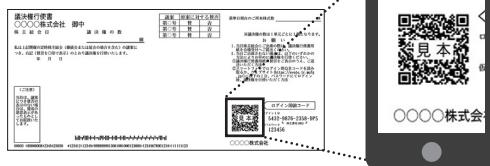
- 各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があつたものとしてお取り扱いいたします。
- 書面と電磁的方法（インターネット）を重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものといたします。
- 電磁的方法（インターネット）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものといたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



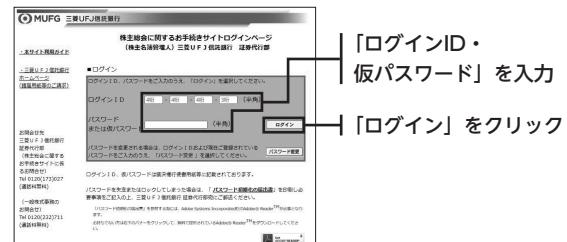
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

議決権行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営における最重要課題の一つと考えております。

当期末の剰余金の配当につきましては、当期の業績、配当性向及び今後の経営諸施策などを総合的に勘案しつつ、株主の皆様への安定的な配当を考慮いたしまして、以下のとおり1株につき42.5円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金42.5円を加えた年間配当金は、1株につき前期の84.5円から85円となります。

また、当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元及び将来の事業展開に備えるため、財務体質の強化を図る必要があると考えており、以下のとおり30億円を、別途積立金に積み立てたいと存じます。

1. 剰余金の配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金42.5円 配当金支払総額3,220,341,578円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年5月24日（金曜日）

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
1	なか　とみ　かず　ひで 中　富　一　榮 (1972年6月30日生) 再任	1999年4月 当社入社 2007年2月 当社経営企画本部長 2007年5月 当社取締役執行役員 2009年5月 当社常務取締役執行役員 2011年5月 当社専務取締役執行役員 2014年5月 当社取締役副社長執行役員 2015年5月 当社代表取締役社長 現任	245,742株	なし
<候補者とした理由>				
	経営企画部門における豊富な業務経験を有し、2007年に当社取締役に就任し、2015年に代表取締役就任後は経営者としての実績も有しております、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。			
2	すぎ　やま　こう　すけ 杉　山　耕　介 (1952年4月28日生) 再任	1977年4月 当社入社 1999年5月 当社取締役 2010年2月 当社取締役執行役員 2012年7月 当社常務取締役執行役員 2014年5月 当社専務取締役執行役員 〔人事・研究開発・ 経営企画管掌〕現任	13,000株	なし
<候補者とした理由>				
	人事部門における豊富な業務経験を有し、1999年に当社取締役就任後は人事をはじめ経営全般を管理・監督しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
3	さい とう きゅう (1963年6月10日生) 再任	1987年4月 当社入社 2009年4月 当社執行役員 2013年5月 当社取締役執行役員 2023年5月 当社常務取締役執行役員 〔グローバル事業統括長 兼 ヒサミツアメリカ インコーポレイテッド 取締役会長 兼 久光製薬 技術諮詢（北京）有限公司董事長 兼 久光製薬（中国）有限公司董事長 兼 ヒサミツ ユーエス インコーポレイテッド 取締役社長 兼 P.T.ヒサミツ ファルマ インドネシア取締役〕 現任	7,100株	なし
<候補者とした理由>				
	堤 信夫 (1964年3月11日生) 再任	1988年4月 当社入社 2010年3月 当社執行役員 2014年5月 当社取締役執行役員 〔法務担当 兼 生産環境 担当 兼 信頼性保証担当 兼 コンプライアンス担当 兼 祐徳薬品工業(株)取締役 (非常勤)〕 現任	5,200株	なし
<候補者とした理由>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
5	村山進一 (1967年10月16日生) 再任	1991年3月 当社入社 2012年3月 当社執行役員 2014年5月 当社取締役執行役員 〔内部統制担当 兼 国内子会社担当 兼 祐徳薬品工業(株)取締役 (非常勤) 兼 久光・サノファイ(株) 社外監査役 (非常勤)〕現任	6,000株	なし
<候補者とした理由>				
	営業・経営企画部門における豊富な業務経験を有し、2014年に当社取締役就任後は会長室長をはじめ経営全般の管理・監督をしており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。			
6	瀧山浩二 (1971年10月31日生) 再任	1994年4月 当社入社 2017年5月 当社執行役員 2021年5月 当社上席執行役員 2022年5月 当社取締役執行役員 〔社長室長 兼 DX担当 兼 サステナビリティ推進担当〕現任	3,035株	なし
<候補者とした理由>				
	営業部門・当社グループ会社経営における豊富な業務経験を有し、2022年に当社取締役就任後は社長室長をはじめ経営全般の管理・監督をしており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
7	安西祐一郎 (1946年8月29日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">独立</div>	1988年4月 慶應義塾大学理工学部・ 同大学院理工学研究科教授 1993年10月 慶應義塾大学理工学部長・ 同大学院理工学研究科委員長 2001年5月 慶應義塾長(学校法人 慶應義塾理事長兼大学長) 2009年5月 慶應義塾学事顧問 現任 2010年4月 公益財団法人中富健康 科学振興財団理事 現任 2011年6月 公益社団法人全国大学 体 育 連 合 会 長 2011年10月 独立行政法人日本 学術振興会理事長 2012年4月 慶應義塾大学名誉教授 現任 2018年2月 一般財団法人交詢社理事長 現任 2018年4月 独立行政法人日本学術 振 興 会 顧 問 現 任 2018年4月 独立行政法人日本学術振興会 学術情報分析センター長 2020年5月 当社社外取締役 現任 2020年7月 公益財団法人東京財団 政策研究所常務理事 2020年12月 公益財団法人東京財団 政策研究所常務理事 兼 研究所長 現任	300株	なし
<候補者とした理由及び期待される役割の概要>				
長年にわたり大学の経営者としての幅広い知識・経験を有されており、当社の経営に 対して的確な助言をいただくことを期待しております。また、当社との関係においても 独立性に問題がないことから、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断し、 社外取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
8	松尾哲吾 (1972年1月1日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	2001年4月 松尾建設(株)入社 2005年6月 松尾建設(株)常務取締役 2006年6月 松尾建設(株)代表取締役社長 現任 2012年6月 (株)エフエム佐賀社外取締役 現任 2013年6月 佐賀宇部コンクリート(株) 社外取締役 現任 2016年5月 一般社団法人佐賀県 建設業協会会長 現任 2020年5月 当社社外取締役 現任 2023年6月 (株)ニューオータニ九州 社外取締役 現任	1,900株	なし
<候補者とした理由及び期待される役割の概要>				
建設会社の代表取締役として経営全般にわたる豊富な経験と見識を有されており、当社の経営に対して的確な助言をいただくことを期待しております。また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
9	渡邊珠子 (1982年1月26日生) <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 再任 社外 独立 </div> </div>	2004年4月 あずさ監査法人入社 2006年5月 公認会計士登録 2008年4月 ASG税理士法人入社 2010年8月 税理士登録 2011年7月 おだき税理士法人入社 館山事務所長 2011年9月 社会保険労務士登録 2019年7月 いつき会計労務事務所設立代表 現任 2023年5月 当社社外取締役 現任 2023年12月 (株)SHOEI社外監査役 現任	0株	なし

<候補者とした理由及び期待される役割の概要>

公認会計士・税理士・社会保険労務士として幅広い知識と経験を有されており、当社の経営に対して的確な助言をいただくことを期待しております。また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

- (注)
1. 安西祐一郎、松尾哲吾、渡邊珠子の3氏は、社外取締役候補者です。
 2. 社外取締役候補者である安西祐一郎、松尾哲吾、渡邊珠子の3氏は、東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ています。
 3. 当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、安西祐一郎、松尾哲吾の両氏は4年間、渡邊珠子氏は1年間であります。
 4. 当社は、安西祐一郎氏、松尾哲吾氏及び渡邊珠子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合には、3氏との間ににおいて、同契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険の被保険者となる予定です。同保険は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補する事としております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（4名）のうち、中富舒行、平野宗彦、小野桂之介の3名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
1	なか とみ のぶ ゆき 行 (1940年9月7日生) 再 任	1988年9月 (株)ケーブルテレビジョン久留米入社 1990年4月 同 代表取締役社長 1999年5月 当社取締役 2008年5月 当社監査役 現任	250,200株	なし
<候補者とした理由>				
	当社グループ会社の経営に長年にわたり携わり、また、取締役として当社の経営全般を管理・監督した経験を有しております。2008年の当社監査役就任以来その経験に基づいた監査を行っており、引き続き当社の監査役として適任であると判断し、監査役候補者としております。			
2	ひら の むね ひこ 平野宗彦 (1947年9月20日生) 再 任	1974年4月 当社入社 1997年4月 当社研究開発本部 製剤研究所所長 2005年2月 当社研究開発本部 製剤技術専任部長 2006年5月 当社監査役 現任	2,300株	なし
<候補者とした理由>				
	研究開発部門における豊富な業務経験を有しております。2006年の当社監査役就任以来その経験に基づいた監査を行っており、引き続き当社の監査役として適任であると判断し、監査役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
3	いた くら りょう すけ 板 倉 龍 介 (1955年11月17日生) <input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立	1979年3月 (株)三井銀行(現 (株)三井住友銀行)入社 2006年4月 (株)三井住友銀行 執行役員 ローン事業部長 2007年4月 (株)三井住友銀行 執行役員 個人部門副責任役員(西日本担当) 2009年6月 SMBC 信 用 保 証 (株) 代表取締役社長 2013年6月 室町ビルサービス(株) 代表取締役社長 2019年5月 学校法人谷岡学園理事 現任 2019年6月 フタバ産業(株) 社外監査役	0株	なし
<候補者とした理由>				
長年にわたって金融業界で培われた財務に関する知識と経営者としての経験を有されており、当社の経営に対して的確な助言をいただくため、また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、当社の社外監査役として適任であると判断し、社外監査役候補者としております。				

- (注) 1. 板倉龍介氏は、社外監査役候補者です。
 2. 社外監査役候補者である板倉龍介氏は、東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、本議案において選任が承認された場合には、独立役員となる事を届け出ております。
 3. 本議案が承認された場合には、当社は、板倉龍介氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する事を予定しております。
 4. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険の被保険者となる予定です。同保険は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補する事としております。

(ご参考)

①本定時株主総会後の取締役・監査役(予定)のスキルマトリックス

当社の取締役会は、会社法及び当社定款に定める人数の範囲内において、社外取締役を複数人選任し、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性と実効性を両立させる形で構成します。第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認されると、当社の取締役及び監査役の構成並びに経験と専門性は次のとおりとなります。

	氏名	企業経営	販売・マーケティング	グローバル・ビジネス	生産・研究開発	IT・DX	人事・人材育成	サステナビリティ・ESG	法律・コンプライアンス・リスクマネジメント	財務・会計
取締役	中富一榮	●	●	●	●					
	杉山耕介	●		●	●		●			
	齋藤久	●	●	●						
	堤信夫				●			●	●	
	村山進一	●		●					●	
	瀧山浩二	●				●		●	●	
	安西祐一郎	●			●	●	●			
	松尾哲吾	●	●							
監査役	渡邊珠子	●					●			●
	中富舒行	●								
	平野宗彦				●					
	渡邊健太郎	●							●	
	板倉龍介	●							●	●

②独立役員選任基準

久光製薬株式会社（以下、当社という。）は、当社の社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性基準を以下のとおり定める。

第1 当社は、社外役員が以下の項目に掲げる属性のいずれにも該当しない場合には、当該社外役員は、当社からの独立性を有しているものと判断する。

1. グループ会社との関係

- (1)当社の親会社の過去10年における業務執行者^{*1}又は業務執行者でない取締役
- (2)当社の親会社の過去10年における監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- (3)当社の兄弟会社の過去10年における業務執行者

2. 会社からの報酬

- (1)当社グループ（当社並びに当社の親会社、兄弟会社及び子会社をいう。以下同じ。）から、役員報酬以外に、過去3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士若しくはコンサルタント等
- (2)当社グループから、過去3事業年度のいずれかにおいて、一定額^{*2}以上の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人若しくはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者又は最近においてこれに該当していた者

3. 取引関係

当社グループと重要な取引関係がある者^{*3}又は当該者が法人その他の団体である場合にはその業務執行者若しくは最近においてこれに該当していた者

4. 主要株主

過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要株主^{*4}である者、又は当社が主要株主となっている会社の業務執行者

5. 寄付先

過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から1,000万円を超える寄付金を受領している者（当該者が法人その他の団体である場合には1,000万円を超え、かつ当該法人その他の団体の総収入額の2%を超える寄付金を受領している者）又は当該者が法人その他の団体である場合には、当該者の業務執行者

6. その他

- (1)1から5のいずれかに該当する者（法人その他の団体の業務執行者又は2(2)に記載する者については、重要な地位にある者^{*5}に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
- (2)以下のいずれかに該当する者（重要な地位にある者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
 - ①当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含

- む。以下同じ。) (社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
- ②当社の子会社の業務執行者
 - ③当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与 (社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - ④当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - ⑤当社の親会社の監査役 (社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - ⑥当社の兄弟会社の業務執行者
 - ⑦最近において①から③又は当社の業務執行者 (社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。) に該当していた者

第2 当社は、社外役員が、第1に規定するいずれかの項目に掲げる属性に該当する場合であっても、当社の取締役会又は監査役会において総合的な検討を行い、独立性を確保していると判断する場合には、独立役員の要件に問題がないと判断することがある。

(注) *1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等を含む。

*2 一定額とは、当該法人、組合等の団体の総売上高の2%をいう。

*3 重要な取引関係がある者とは、下記の①又は②のいずれかに該当する者をいう。

①当社グループを重要な取引先とする者

過去3事業年度のいずれかにおいて、その連結売上高の2%を超える金額の支払を当社グループから受けたことがある者

②当社グループの重要な取引先である者

過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループの連結売上高の2%を超える金額の支払を当社グループに行っている者、又は直前事業年度末における当社連結総資産の2%を超える融資を当社グループに行っている者

*4 主要株主とは、当社の総議決権の10%以上を保有している株主をいう。

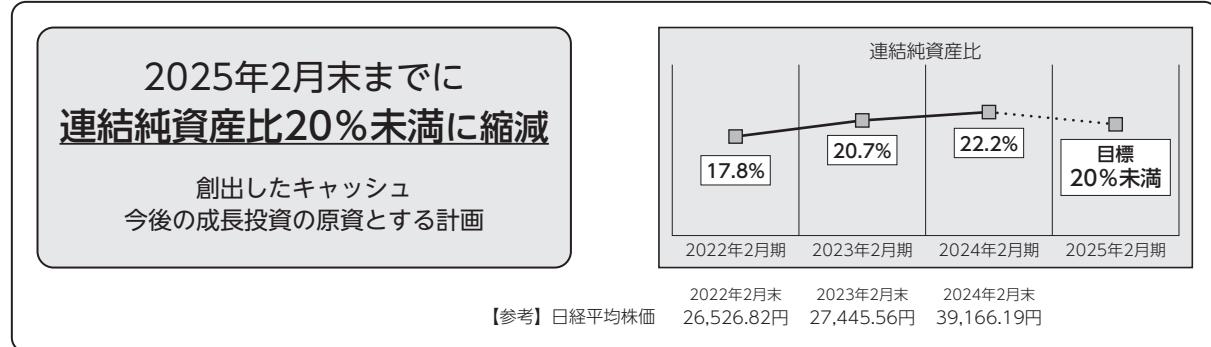
*5 重要な地位にある者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び執行役又はそれらに準じる権限を有する者(第1の2(2)に記載する者については、これらの者に加え、法律事務所・監査法人・税理士法人に所属する弁護士・公認会計士・税理士を含む。)をいう。

③政策保有株式の縮減について

<政策保有株式についての考え方>

- ・毎年5月の取締役会において、銘柄ごとに取引の状況等による定性的検証及び取引に伴う便益や配当等による経済合理性等による定量的検証結果を総合的に勘案したうえで、保有の合理性を検証。
- ・検証結果に基づき、保有の合理性がないと判断した銘柄については、投資先企業と対話をを行い、縮減を検討。

<縮減目標>



以上

事業報告

(2023年3月1日から2024年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の5類移行による行動制限の緩和や海外旅行客の入国制限の解除に伴うインバウンド需要の増加などにより、経済活動が活発になる一方で、為替変動や資源・原材料価格の高騰の影響により、先行き不透明な状況が続きました。当社は、第7期中期経営方針の3年目として、貼付剤に留まらず、様々な商品、サービスなどを通じて世界中の人々へ思いやりに溢れた「手当て」の文化を広げる為、『「手当て」の文化を、世界へ。』という企業使命のもと企業活動を展開しました。

国内の医療用医薬品事業につきましては、継続的な医療費抑制策の推進による影響を受け、一層厳しい環境下で推移しました。

このような状況の中で、当社は、重点商品の経皮吸収型貼付剤を中心に事業活動を行い、デジタルマーケティングを効果的に活用しながら医療関係者のニーズに的確に対応した学術情報活動を展開しました。

国内の一般用医薬品事業につきましては、厳しい販売競争が続く中、新商品を発売し、店頭・デジタルマーケティングの双方を活用しながら販売促進に努めました。

研究開発活動につきましては、全身性及び局所性の経皮吸収型貼付剤やマイクロニードル技術などの新たな基盤技術の開発に資源を集中し、国内及び海外向けの医薬品開発に邁進しました。2024年2月には、佐賀県鳥栖市に新研究所として「SAGAグローバルリサーチセンター」を竣工しました。佐賀県鳥栖市と茨城県つくば市の2拠点にあった研究機能を1拠点に集約し、研究者間の連携と研究開発機能の最大化による開発スピードの向上、また生産部門との連携強化を図ってまいります。また、海外子会社であるノーベンファーマシューティカルス社（以下「ノーベン社」といいます。）との研究開発活動において、人事交流を含めた連携を強化し、迅速化に努めました。

生産環境面につきましては、九州本社、宇都宮工場において、環境マネジメントシステムに関する国際規格である「ISO14001」、労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際規格である「ISO45001」の認証事業所として、地球環境の保全及び従業員の健康と安全に配慮した働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。

宇都宮工場では、清原工業団地スマエネ事業に参画し、経済性向上と単独事業所では実現が難しい約20%の省エネと約20%のCO₂排出の削減を実現しています。需要状況の異なる異業種複数事業所（3社7事業所）の電力と熱（蒸気と温水）を合わせて供給する取り組みは、内陸型工業団地において国内初の「工場間一体省エネルギー事業」となります。また、更なる取り組みとして、廃熱由来の蒸気供給余力を予測・可視化し、蒸気利用設備の導入や設備の運用改善により有効活用することで、更なる省エネとCO₂削減に取り組んでいます。2023年3月にはこの取り組みが高く評価されたことにより、第31回地球

環境大賞(主催：フジサンケイグループ)において「経済産業大臣賞」を受賞しました。

当社は、環境と労働安全衛生を管理するために、EHS管理委員会及び安全衛生委員会を設置し、これらの委員会を統括管理するため、統括EHS管理責任者を設置しています。定期的に委員会を開催し中期目標設定及び実績報告、リスクと機会の抽出、マネジメントシステムの運用等について協議しEHSの効率的な運用に努めています。

社会貢献活動につきましては、企業と従業員が一体となって活動しており、歳末の海外たすけあい募金活動への参加や、マッチングギフト制度「久光製薬株式会社ほっとハート俱楽部」を通じて41団体への活動支援などを行いました。

また、日本赤十字社を通じて「令和5年7月7日からの大雨災害」に対して当社商品の無償提供、「令和6年能登半島地震」に対して義援金及び当社商品の無償提供による支援を行いました。加えて、2023年12月に当社とSAGA久光スプリングスは、鳥栖市と「災害時の避難所提供に関する協定」を締結しました。鳥栖市で大規模な災害が発生した場合、鳥栖市の協力要請に基づき、「サロンパス®アリーナ」を住民の避難所及び他自治体から派遣される応援職員の滞在場所として提供します。

女子バレーボールチーム「久光スプリングス」は、新たな練習拠点である「サロンパス®アリーナ」が佐賀県鳥栖市に2023年3月に完成し、佐賀県での本格的な活動がスタートしています。2023年10月21日の2023-24 V.LEAGUE DIVISION1 WOMENの開幕戦において、7,372名の方に来場頂きV.LEAGUE DIVISION1 WOMENの最高来場者数記録を更新しました。また、久光スプリングスのコーチとトレーナーが子供の発達・発育に合わせて実技指導を行うスプリングスアカデミー、佐賀県や兵庫県を中心に関催したバレーボール教室等を通じて、地域社会にも貢献しています。

2023年3月には、公益財団法人日本オリンピック委員会と「TEAM JAPAN オフィシャルパートナー（外用鎮痛消炎剤、筋肉疲労ケア製品、医療用サポーター）」の契約を締結しました。「TEAM JAPAN オフィシャルパートナー（外用鎮痛消炎剤、筋肉疲労ケア製品、医療用サポーター）」としての活動を通じて、元気で、すこやかな未来を作り出す社会の実現に取り組んでまいります。

当社は「医薬品事業」のみを報告セグメントとしており、業績は次のとおりです。

[医薬品事業]

当連結会計年度の国内の医療用医薬品事業につきましては、継続的な医療費抑制策の推進による影響もあり、先行きが不透明な環境下で推移しました。

このような状況の中、当社は、経皮吸収型貼付剤を中心として、デジタルマーケティングを効果的に活用しながら、医療関係者への適正かつ、きめ細やかな学術情報活動、すなわち有効性・安全性に関する情報の提供・収集活動を展開するとともに、ケトプロフェン含有の経皮鎮痛消炎剤「モーラス®テープ」及び「モーラス®パップXRJ」、経皮吸収型エストラジオール製剤「エストラーナ®テープ」、鎮痛効果の高いフェンタニルクエン酸塩含有

の経皮吸収型持続性疼痛治療剤「フェントス[®]テープ」、エメダスチンフル酸塩含有の経皮吸収型アレルギー性鼻炎治療剤「アレサガ[®]テープ」、ジクロフェナクナトリウム含有の経皮吸収型持続性疼痛治療剤「ジクトル[®]テープ」などの適正使用促進活動に努めました。

2023年6月には、1日1回就寝前に手掌に塗布することで効果を発揮する、日本初の原発性手掌多汗症治療剤「アポハイド[®]ローション20%」の販売を開始し、同時に手汗のお悩み解決情報サイト「みんなの手の汗サイト」をオープンする等、手掌多汗症でお悩みの方々に寄り添う事を目指しています。

経皮鎮痛消炎剤「モーラス[®]テープ20mg」「モーラス[®]テープL40mg」の包装袋について、2023年6月に公益社団法人日本包装技術協会が主催する第47回木下賞において「包装技術賞」を、また2023年8月に同協会が主催する2023日本パッケージングコンテストにおいて「適正包装賞」を受賞しました。本受賞は、環境に配慮した包装袋として、一次包装に医療用医薬品で初めてリサイクルPET80%を採用し、廃棄物削減に取り組みながらも従来品と同等の品質を実現したことによるものです。

次に、国内の一般用医薬品事業につきましては、新商品を投入し、店頭・デジタルマーケティングの双方を活用して新規顧客創造活動に努めました。

2023年3月には、鎮痛消炎シップ剤「フェイタス[®]ジクサス[®]シップF」7枚入、同年4月には、鎮痛消炎スター剤「サロンパスホット[®]」3枚入を新発売しました。2024年2月には経皮鎮痛消炎テープ剤「フェイタス[®]5.0」「フェイタス[®]5.0 大判サイズ」をリニューアル発売し、優れた殺菌力ときめ細やかな泡立ちで、全身丸ごとしっかり洗浄する「ブテナロック[®]メディカルソープ フット&ボディ」「ブテナロック[®]メディカルソープ フット&ボディ つめかえ用」を新発売しました。

2023年10月には、2023年7月に契約締結しました「エスカップ[®]」「ラカルト[®]」の両ブランドに関連する資産等の一部譲受について、エスエス製薬株式会社からの一部譲受を完了しました。また、2024年2月には、「エスカップ[®]」「ラカルト[®]」の価値最大化を図るべく、新パッケージでの発売を発表しました。

海外の一般用医薬品事業につきましては、販売促進活動に努め、米国のOTC医薬品(一般用医薬品)市場の鎮痛消炎貼付剤市場においてサロンパス[®]ブランドが販売額シェア1位(2023年1月から12月累計販売金額)を獲得しています(Information Resources, Inc.)。

また、ユーロモニター社より、「Salonpas[®]」がOTC医薬品(一般用医薬品)市場の鎮痛消炎貼付剤カテゴリーにおいて、7年連続で販売シェア世界No1ブランドの認定を受け、同時に同カテゴリーにおいて「久光製薬」が6年連続で販売シェア世界No1企業の認定を受け、2023年5月17日に認定証を授与されました。

このような営業活動の結果、当社グループの当期の売上高は1,417億6百万円(前年同期比10.4%増、133億7千5百万円増)となり、当期の営業利益は131億6千7百万円(前年同期比13.5%増、15億6千7百万円増)、経常利益は196億4千9百万円(前年同期比22.4%増、35億9千7百万円増)、親会社株主に帰属する当期純利益は139億6千9百万円(前年同期比19.0%増、22億2千7百万円増)となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は120億6千5百万円であり、その主なものは新研究所の建物等とノーベン社の建物及び製造設備等です。

なお、資金調達の該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

国内の医療用医薬品事業につきましては、高齢化が急速に進展する中、後発品使用促進策の強化や長期収載品の薬価追加引き下げなど、今後も医療費抑制策は継続されることが予想されます。このような厳しい経営環境のもと、当社は、医療関係者への学術情報活動を一段と強化するとともに、医療関係者や患者さんのニーズに合致した新しい製剤の開発を目指します。また、営業、生産及び研究開発の機能を強化するとともに、収益の一層の向上を目指し、更なる成長に努めます。

国内の一般用医薬品事業につきましては、市場の低迷が長期化し企業間競争が激化する中で、既存商品の売上伸長を図るとともに、お客様のニーズにお応えできるよう商品の改良及び新商品の開発を行います。

海外の事業展開につきましては、知的財産、製造技術及び品質管理技術を含めた当社ブランドの確立を図るとともに、海外生産工場の一層の充実と海外における臨床試験の強化を図ります。

特に、米国の医療用医薬品事業においては、ノーベン社を拠点とし、双方の得意な技術を融合させることで、研究開発の機能を高めるとともに製造を強化してまいります。

当社は、引き続き製薬企業としての使命と責任を自覚し、営業基盤の強化及び生産体制の拡充を図るとともに、研究開発につきましては、貼付剤に留まらない様々な新商品及びサービスの開発や、環境に配慮した商品開発及び商品改良に取り組みます。

当社グループは、医薬品などの創製・育葉・製造・販売を通じて「世界の人々のQOL（クオリティ・オブ・ライフ：生活の質）向上を目指す」を経営理念とし、『「手當て」の文化を、世界へ。』を企業使命と定め、貼付剤に留まらず、様々な商品・サービスを通じて世界中の人々へ思いやりに溢れた「手當て」の文化を広げる活動を積極的に展開してまいります。2021年には、社会課題の解決及び当社が持続的な成長を遂げていくためのマテリアリティ（重要課題）を特定しました。マテリアリティへの取り組みを通じて、ESG（環境・社会・ガバナンス）及びSDGs（持続可能な開発目標）を推進することで、企業としての社会的責任を果たすとともに、持続可能な社会の構築に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援をいただきますよう、切にお願い申しあげます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(百万円)

	第119期 2021年2月期	第120期 2022年2月期	第121期 2023年2月期	第122期 2024年2月期 (当連結会計年度)
売 上 高	114,510	120,193	128,330	141,706
経 常 利 益	11,829	12,638	16,051	19,649
親会社株主に帰属する当期純利益	9,250	9,658	11,742	13,969
1株当たり当期純利益(円)	113.22	118.92	148.01	181.62
総 資 産	299,861	302,858	313,917	328,779
純 資 産	253,809	254,885	258,408	267,082

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を第121期の期首から適用しており、第121期以降にかかる各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数に基づいて算出しています。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社に該当するものはありませんが、連結子会社19社があります。

なお、親会社に該当するものはありません。

子会社

国 内

株式会社CRCCメディア（福岡県）

佐賀シティビジョン株式会社（佐賀県）

株式会社タイヨー（佐賀県）

S A G A 久光スプリングス株式会社（佐賀県）

久光ウエルネス株式会社（東京都）

久光エージェンシー株式会社（福岡県）

海 外

ヒサミツ ユーエス インコーポレイテッド（米国）

ヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド（米国）

ノーベン ファーマシューティカルス（米国）

ヒサミツ ファルマセウティカ ド ブラジル リミターダ（ブラジル）

ヒサミツ ユーケー リミテッド（英国）

ヒサミツ イタリア S.r.l.（イタリア）

ヒサミツ ベトナム ファーマシューティカル カンパニーリミテッド（ベトナム）

久光製薬技術諮詢（北京）有限公司（中国）

久光製薬（中国）有限公司（中国）

久光製薬（香港）有限公司（中国）

ヒサミツ ファーマシューティカル マレーシア Sdn.Bhd.（マレーシア）

P.T.ヒサミツ ファルマ インドネシア（インドネシア）

他1社

(6) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

医薬品、医薬部外品、医療用具等の製造・販売及び輸出入、有線テレビ放送事業

(7) 主要な営業所及び工場 (2024年2月29日現在)

本 社 九州本社（佐賀県）、東京本社
支 店 札幌支店（北海道）、仙台支店（宮城県）、東京支店、
名古屋支店（愛知県）、大阪支店、広島支店、福岡支店、
台北支店（台湾）、シンガポール支店、マニラ支店（フィリピン）
営業所 金沢営業所（石川県）、高松営業所（香川県）
工 場 宇都宮工場（栃木県）、鳥栖工場（佐賀県）
研究所 筑波研究所（茨城県）、鳥栖研究所（佐賀県）

(8) 使用人の状況 (2024年2月29日現在)

使 用 人 数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
2,759 (923)	△10

(注) 使用人数は、就業人員であり、使用人数（外書）は当連結会計年度の臨時使用人の平均人員を記載しています。

(9) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	320 百万円
株 式 会 社 筑 邦 銀 行	260
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	222
株 式 会 社 福 岡 銀 行	194
株 式 会 社 西 日 本 シ テ イ 銀 行	150

2. 会社の株式に関する事項 (2024年2月29日現在)

- (1) 発行可能株式総数 380,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 85,164,895株
 (自己株式9,392,152株を含む)
 (3) 株主数 9,126名
 (前期末比103名減)
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本マスター トラスト 信託銀行 株式会社(信託口)	7,650	10.10
株式会社 日本カストディ銀行 (りそな銀行再信託分・株式会社西日本シティ銀行退職給付信託口)	4,370	5.77
野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱UFJ銀行口)	4,060	5.36
日本生命保険相互会社	3,910	5.16
株式会社 日本カストディ銀行(信託口)	3,657	4.83
株式会社 福岡銀行	3,371	4.45
久光製薬取引先持株会	2,641	3.49
株式会社 佐賀銀行	2,356	3.11
株式会社 SMC信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	2,064	2.72
株式会社 テイ・ケイ・ワイ	1,842	2.43

(注) 持株比率は自己株式(9,392,152株)を控除して計算しています。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担する事になる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補する事としております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由を設定し、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び国内、海外グループ会社の取締役・監査役及び執行役員、管理職従業員等です。保険料は当社が全額負担しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月18日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模および従業員規模、関連する業種に属する企業等を参考とした報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行うこととしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝50%：30%：20%（業績指標を100%達成の場合）としております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年5月25日であり、取締役の報酬等の額を年額500百万円以内とすることについて承認をいただいています。（当該決議当時の取締役の員数は8名。）また、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年5月21日であり、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額200百万円以内とすることについて承認をいただいています。（当該決議当時の付与対象となる取締役の員数は社外取締役を除く10名。）

監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年5月25日であり、年額100百万円以内とすることについて承認をいただいています。（当該決議当時の監査役の員数は

4名。)

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長の中富一榮がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当分野の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績や経営内容等を最も熟知しており、個々の取締役の担当業務の評価を総合的に行うのに代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしておりますので、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	245 (19)	121 (19)	49 (-)	74 (-)	10 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	59 (15)	59 (15)	— (-)	— (-)	5 (3)
合 計 (うち社外役員)	305 (35)	181 (35)	49 (-)	74 (-)	15 (7)

- (注) 1. 当事業年度末日時点における在籍人員は、取締役9名、監査役4名であります。
2. 業績運動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績指標を反映した現金報酬とし、事業年度毎の業績目標達成度等に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。
目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。
3. 非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てるものとしております。
当該ストックオプションの内容及びその交付状況は、電子提供措置事項「会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の法人等の関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	安西祐一郎	当期開催の取締役会7回のうち7回に出席し、議案審議等に際し、大学の経営者としての経験に基づく見識から、適宜助言を行いその職責を果たしています。
取締役	松尾哲吾	当期開催の取締役会7回のうち7回に出席し、議案審議等に際し、建設会社の経営者としての経験に基づく見識から、適宜助言を行いその職責を果たしています。
取締役	渡邊珠子	2023年5月25日開催の定時株主総会にて取締役に就任し、就任後開催の取締役会5回のうち5回に出席し、議案審議等に際し、公認会計士・税理士・社会保険労務士としての経験に基づく見識から、適宜助言を行いその職責を果たしています。
監査役	小野桂之介	当期開催の取締役会7回のうち6回に出席し、また、当期開催の監査役会8回のうち7回に出席し、議案審議等に際し、経営学の専門家の立場から、適宜助言を行いその職責を果たしています。
監査役	渡邊健太郎	2023年5月25日開催の定時株主総会にて監査役に就任し、就任後開催の取締役会5回のうち5回に出席し、また、就任後開催の監査役会5回のうち5回に出席し、議案審議等に際し、弁護士としての経験に基づく見識から、適宜助言を行いその職責を果たしています。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

-
- (注) 1. 事業報告の記載金額には、消費税等は含まれていません。
2. 事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。また、比率は表示単位未満を四捨五入しています。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	194,022	流 動 負 債	45,938
現 金 及 び 預 金	112,459	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	9,612
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	43,237	電 子 記 録 債 務	6,651
有 価 証 券	12,862	短 期 借 入 金	1,071
商 品 及 び 製 品	11,501	リ 一 ス 債 務	350
仕 掛 品	842	未 払 金	7,972
原 材 料 及 び 貯 藏 品	8,833	未 払 法 人 税	1,889
そ の 他	4,542	契 約 負 債	4,539
貸 倒 引 当 金	△ 254	賞 与 引 当 金	1,831
		そ の 他	12,019
固 定 資 産	134,756	固 定 負 債	15,758
有 形 固 定 資 産	49,462	長 期 借 入 金	76
建 物 及 び 構 築 物	15,851	リ 一 ス 債 務	603
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	7,180	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,697
工 具、器 具 及 び 備 品	2,750	退 職 給 付 に 係 る 負 債	8,598
土 地	11,424	繰 延 税 金 負 債	2,821
リ 一 ス 資 産	895	そ の 他	1,961
建 設 仮 勘 定	11,360	負 債 合 計	61,696
無 形 固 定 資 産	6,831	(純 資 産 の 部)	
販 売 権	347	株 主 資 本	216,420
ソ フ ト ウ エ アン	228	資 本 金	8,473
の れ ん	1,444	資 本 剰 余 金	2,361
そ の 他	4,811	利 益 剰 余 金	242,578
投 資 そ の 他 の 資 産	78,462	自 己 株 式	△ 36,993
投 資 有 価 証 券	67,121	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	48,120
退 職 給 付 に 係 る 資 産	6,099	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	22,052
繰 延 税 金 資 産	1,649	土 地 再 評 価 差 額 金	3,403
そ の 他	3,798	為 替 換 算 調 整 勘 定	21,621
貸 倒 引 当 金	△ 207	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,042
		新 株 予 約 権	334
		非 支 配 株 主 持 分	2,205
		純 資 産 合 計	267,082
資 产 合 计	328,779	負 債 純 資 産 合 計	328,779

連結損益計算書

(2023年3月1日から)
(2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額		
売 上 高			141,706
売 上 原 価			62,735
売 上 総 利 益			78,970
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			65,803
営 業 利 益			13,167
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	2,564		
受 取 配 当 金	1,120		
為 替 差 益	1,778		
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	585		
そ の 他	556		6,605
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	18		
保 険 解 約 損	47		
そ の 他	58		123
経 常 利 益			19,649
特 別 利 益			
固 定 資 産 処 分 益	1		
投 資 有 債 証 券 売 却 益	389		391
特 別 損 失			
固 定 資 産 処 分 損	7		
減 損	847		854
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			19,186
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,903		
法 人 税 等 調 整 額	851		4,754
当 期 純 利 益			14,431
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			461
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			13,969

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目		金額	科 目	金額
(資産の部)			(負債の部)	
流動資産		103,503	流動負債	29,582
現金及び預金	52,042	電子記録債務	6,621	
受取手形	644	掛込債務	4,550	
売掛金	32,073	一括債務	33	
有価証券	5,024	未払金	7,679	
商品及び製品	6,895	未返済金	628	
仕掛原材料	163	未契約金	2,802	
貯蔵料	4,411	未支払金	4,539	
原前会社の支払	578	未引当金	967	
短期貸付	286	人税	1,403	
その他の貸倒引当	1,700	引当金	357	
△ 315				
固定資産	152,493		固定負債	13,584
有形固定資産	31,383		リース債務	47
建構機械及工具	8,687		再評価に係る税金	1,697
車両	471		職給引当金	8,252
運搬器具	2,331		延滞税金	3,371
及び備品	33		の負債	214
地盤定め	2,385	合計	43,167	
資勘定	9,873			
無形固定資産	6,296	(純資産の部)		
販賣の権利	347	株主資本	187,370	
その他の資産	1,444	資本剰余金	8,473	
投資その他の資産	4,505	資本準備金	2,206	
投資有価証券	59,364	その他資本	2,118	
関係会社株式	45,303	積立金	88	
出資	0	自己株式	213,640	
関係会社出資	2,268	評価・換算差額等	213,640	
従業員に対する長期貸付	11	その他有価証券評価差額金	200,000	
関係会社長期貸付	1,455	土地再評価差額金	13,640	
長期前払費用	219	新株予約権	△36,951	
前払年金費用	4,630	純資産合計	25,124	
その他の貸倒引当	1,970		212,829	
△ 410				
資産合計	255,997	負債及び純資産合計	255,997	

損 益 計 算 書

(2023年3月1日から)
(2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	96,647
売 上 原 価	44,733
売 上 総 利 益	51,914
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	41,210
営 業 利 益	10,704
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	55
受 取 配 当 金	1,554
為 替 差 益	1,509
そ の 他	482
3,601	
営 業 外 費 用	
保 険 解 約 損	47
そ の 他	32
80	
経 常 利 益	14,226
特 別 利 益	
固 定 資 産 処 分 益	1
投 資 有 価 証 券 売 却 益	389
391	
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	5
減 損	847
852	
税 引 前 当 期 純 利 益	13,765
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,580
法 人 税 等 調 整 額	1,329
3,910	
当 期 純 利 益	9,855

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年4月11日

久光製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
福岡事務所
指定有限責任社員 公認会計士 西田 俊之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 徳永 英樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、久光製薬株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、久光製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年4月11日

久光製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
福岡事務所
指定有限責任社員 公認会計士 西田 俊之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 徳永 英樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、久光製薬株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(監査役会)

監査役会は、期首に定めた監査の方針、監査計画等に従い、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(監査役)

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、第122期監査の方針、監査計画等に従い取締役との協議、内部監査室その他の使用人等と意見交換を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、その他重要な会議に一部オンラインで出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議議事録及び決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

(内部統制)

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務を適正に確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び、当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況並びにその執行状況を、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査室及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(子会社の監査)

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社の調査を行うとともに、事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(会計監査人との連携)

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けるほか、品質管理のシステムに対する外部レビュー検査の結果及び対応状況について報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月11日

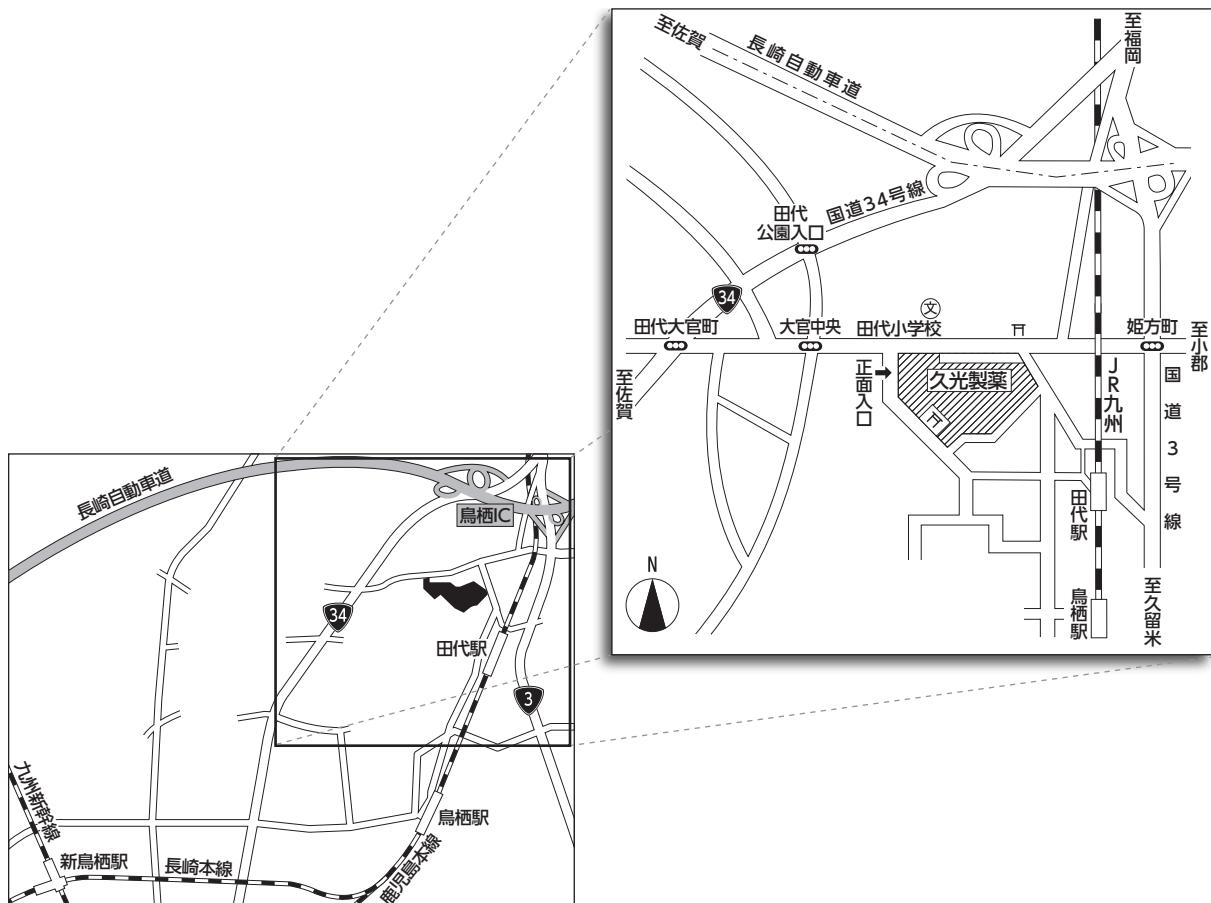
久光製薬株式会社 監査役会
常勤監査役 中 富 舒 行 印
常勤監査役 平 野 宗 彦 印
社外監査役 小 野 桂之介 印
社外監査役 渡 還 健太郎 印

以 上

<メモ欄>

<メモ欄>

株主総会会場ご案内図



- 西鉄小郡駅より車で10分
- JR九州鳥栖駅より車で5分
- JR九州田代駅より徒歩15分



さあ！全力発揮。気になるそこに、手当てのチカラを。



hisamitsu®

TEAM JAPANオフィシャルパートナー
(外用鎮痛消炎剤、筋肉疲労ケア製品、医療用サポーター)



久光製薬はTEAM JAPANを応援します。

